

北九州産業学術推進機構 物価高騰に立ち向かう中小企業等に対する生産性向上支援助成金
実施規程

(趣旨)

第1条 物価高騰の影響により厳しい経営環境にある中小企業等が行う、生産性向上の取組（省エネ投資、効率化・高収益化等）に要する費用の一部を助成することにより、競争力を向上させ、地域経済の振興に寄与することを目的とし、北九州産業学術推進機構物価高騰に立ち向かう中小企業等に対する生産性向上支援助成金（以下「助成金」という。）の交付を行うため、本規程に助成金の交付手続きを定め、その業務の適正な処理を図るものである。

(助成金の交付対象者)

第2条 この助成金の交付対象者は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者（個人事業主を含む）であること。
- (2) 北九州市内に事業所（本社、支店、営業所、工場等）を有し、今後も事業を継続する意思がある者であること。ただし、事業所（本社、支店、営業所、工場等）には、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条各項に係る事業所を含まない。
- (3) 株式会社の場合にあっては、発行済の株式が中小企業者等以外の会社により2分の1を超えて保有されていないこと。
- (4) 北九州市税の滞納その他の市に対する債務不履行があるなど、助成金の交付が適当でないと思われる者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
- (6) 法人の場合にあっては、その役員のうち暴力団員がいないこと。
- (7) 暴力団員を自らの業務に従事させ、又は自らの業務の助成者として使用していないこと。
- (8) 自らの事業活動について暴力団又は暴力団員により支配を受けているものと認められないこと。

2 理事長は、前項の該当の有無について、関係する行政機関に照会することができる。

(助成金の対象事業)

第3条 この助成金の交付対象となる事業は、交付対象者が実施する「生産性を向上させる取組み」とする。

(交付の対象経費、助成率等)

第4条 助成対象経費、助成率及び助成上限額等は別表1のとおりとする。

また、助成対象経費の区分及び内容等については、別に定めるものとする。

2 助成事業の実施期間は、当該交付決定の日の属する会計年度の理事長が指定する期間とする。

(交付の申請)

第5条 助成事業を行う者(以下「助成事業者」という。)は、助成金の交付を受けようとするときは、交付申請書ならびに指定された書類等を理事長に提出しなければならない。

- 2 助成事業者は、前項の助成金の交付申請をするに当たって、当該助成金に係る消費税及び仕入控除税額を減額して交付申請しなければならない。

(交付の決定)

第6条 理事長は、前条の規定による交付申請書ならびに指定された書類等の提出があった場合には、当該申請書等の審査等により交付決定を行い、助成金交付決定通知書を送付するものとする。

(助成金の額の確定等)

第7条 理事長は、第8条第2項の規定により実施報告を受けた場合においては、実施報告書の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、当該助成事業者に通知するものとする。

- 2 助成事業者は、第1項の規定により助成金の交付を受けようとするときには、確定払請求書を理事長に提出しなければならない。
- 3 助成事業者は、前条の規定に基づき交付された額に剰余が生じた場合又は不正な経理があると理事長が認めた場合は、剰余金を返還しなければならない。

(報告)

第8条 理事長は、助成事業の執行の適正を期するため必要に応じ、助成事業者に対し、助成事業の執行の状況報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

- 2 助成事業者は、助成事業が完了したときは、実績報告書に次に掲げる書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

(1) 助成事業の成果

(2) 助成金に係る収支計算に関する事項

(3) その他理事長が必要と認める事項

- 3 助成事業者は、助成事業の中止又は廃止について理事長の承認を受けた場合は、その中止又は廃止までの間における助成事業の実績を前項の規定に準じて理事長に報告しなければならない。

(状況報告)

第9条 理事長は、助成事業者に対し、申請書等の記載に係る事項その他必要と認める事項について報告を求めることができる。

(交付決定の取消し等)

第10条 理事長は、助成事業の変更又は中止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 助成事業者が、この規程に基づく理事長の処分若しくは指示に違反したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(助成金の返還)

第11条 理事長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第12条 助成事業者は、前条の規定により助成金の返還を命ぜられたときは、法令及び北九州市助成金等交付規則に準じた違約加算金を理事長に納入しなければならない。

- 2 第1項の規定により違約加算金を納入しなければならない場合において、助成事業者の納入した金額が返還を命ぜられた助成金の額に達するまでは、その納入金額は、まず当該返還を命ぜられた助成金の額に充てられたものとする。
- 3 助成事業者は、助成金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納入しなかったときは、法令及び北九州市助成金等交付規則に準じた延滞金を理事長に納入しなければならない。

(知的財産権等に関する届出)

第13条 助成対象事業により生じた発明、考案、意匠等（以下「発明等」という。）の成果は、理事長と助成事業者との間に別段の合意がある場合を除き、助成事業者に帰属する。

- 2 助成事業者が発明等の成果について、特許権、実用新案権、意匠権又は著作権等（以下「知的財産権」という。）を出願、取得、譲渡又は実施権の設定等をした場合は、遅滞無く理事長に届け出るものとする。

(収益納付)

第14条 理事長は前条の届出により、助成事業者に助成対象事業において生じた知的財産権の譲渡、処分又は実施権の設定及びその他当該助成対象事業の成果の他への供与による収益が生じたと認めたときは、助成対象事業の完了した事業年度の翌年度以降の事業年度において、交付した助成金の全部又は一部に相当する金額の納付を求めることができる。

- 2 理事長が納付を求めることができる額の合計は、助成金交付額の合計額を上限とし、収益を納付すべき期間は、助成対象事業の完了年度の翌年度以降5年間とする。

(財産の管理等)

第15条 助成事業者は、助成対象事業による取得財産等について、助成対象事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従って効率的な運用を図らなければならない。

(成果の発表)

第16条 理事長は、必要があると認めるときは、助成事業者に成果を発表させることができる。

2 助成事業者は、理事長が助成事業の成果の普及を図るときは、これに協力しなければならない。

(委任)

第17条 この規程に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

助成対象者が行う生産性を向上させる各種取組みに要する経費で、次に掲げるもののうち理事長が必要かつ適当と認める経費（いずれも消費税相当分を除く）。

助成種別	助成率	助成額（1件あたり）	助成対象となる費用・取組み
一般枠	1／2以内	上限100万円 下限 30万円	省エネ投資、効率化・高収益化、 新商品・新サービス開発、売上 拡大・経営改善、人材確保・人 材育成
D X強化枠	1／2以内	上限200万円 下限 30万円	デジタル技術を活用した生産性 向上計画書の作成